

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和四年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

指定番号	第一〇一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和四年五月三十一日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百三十一番一、千六百三十一番十及び千六百九番一、千六百三十一番二、千六百三十一番九、千六百三十一番十一、千六百三十二番、千六百三十一番一、千六百四十七番の各一部並びに千六百九番一、千六百三十一番十一、千六百三十二番、千六百四十六番一、千六百四十七番の各先</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百二十八番、千六百二十九番、千六百三十二番の各一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>七十一・四五</p> <p>三十六・九六</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十六・〇〇</p> <p>九・〇〇</p>

<p>埼玉県坂戸市大字片柳字前西谷二千二番の 一部</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百十六 番一、千八百十六番二の各一部及び千八百十 六番二の先、埼玉県坂戸市大字片柳字前西谷 二千五番、二千六番、二千七番、二千十七番 二、二千十七番三、二千十七番四、二千十七 番五の各一部及び二千五番、二千七番、二千 十七番五の各先</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字前西谷二千二番、二 千六番、二千七番、二千十七番三の各一部</p>	<p>二十・四四</p> <p>七十三・九三</p>	<p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>	<p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>

<p>埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百十六番一、千八百十六番二の各一部及び千八百十六番二の先、埼玉県坂戸市大字片柳字前西谷二千四番、二千五番の各一部及び二千四番、二千五番の各先</p>	<p>三十四・七九</p>	<p>六・〇〇</p>	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百七十八番一、千五百七十八番五の各一部</p>	<p>一・九二</p>	<p>六・〇〇</p>	
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百七十八番一、千五百七十八番四、千五百七十八番五、千五百八十四番一の各一部及び千五百七十八番四の先</p>	<p>八十五・七四</p>	<p>六・〇〇</p>	